

大阪府介護サービス事業者等燃料費高騰対策支援金支給規則を公布する。
令和四年七月五日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第六十二号

大阪府介護サービス事業者等燃料費高騰対策支援金支給規則

(目的)

第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及び原油価格の高騰の影響を受ける介護サービス又は障害福祉に関するサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に対する支援金（以下「支援金」という。）の支給の申請、決定等に関する事項その他支援金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、支援金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第二条 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対し、支援金を支給するものとする。

- 一 知事が別に定める日において、次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。
 - イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定による知事の指定を受けている者その他これに準ずる者として知事が別に定める者
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定による知事の指定を受けている者その他これに準ずる者として知事が別に定める者
- 二 知事が別に定める期間において、利用者の送迎その他知事が別に定める用途として自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に掲げる自動車及び同項第十号に掲げる原動機付自転車をいい、知事が別に定めるものに限る。以下同じ。）を使用した者であること。
- 三 次のイからハまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
 - ロ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
 - ハ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

(支援金の額)

第三条 支援金の額は、知事が別に定める単価に前条第二号に規定する用途に使用する自動車等の台数を乗じて得た額とする。

(支援金の支給の申請)

第四条 支援金の支給を受けようとする事業者は、知事に対し、その定める期日までに、知事が別に定める書類を提出することにより、又はインターネットを利用することにより、申請しなければならない。

(支援金の支給の決定)

第五条 知事は、支援金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、支援金を支給すべきものと認めるときは、支援金の支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、支援金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の支給の決定をするものとする。

3 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。

(支援金の支給の決定の通知)

第六条 知事は、支援金の支給を決定したときは、速やかにその決定の内容を、支援金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第七条 知事は、支援金の支給の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 第二条第一号及び第二号に該当していなかったことが判明したとき(第四号に掲げる場合を除く。)

二 第二条第三号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき(支援金を支給した後に該当することとなった場合を除く。)又は第四条の規定による申請をした当時に第二条第三号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 第二条第三号ハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

四 第四条の規定により提出した書類等に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 知事は、事業者の責めに帰すべき事由により、知事が定める期日までに支援金の支給ができなかったときは、支援金の支給の決定を取り消すことがある。

3 前条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第八条 知事は、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 支援金の返還に係る費用については、事業者の負担とする。

(違約金及び延滞金)

第九条 事業者は、第七条第一項の規定による取消し（同項第一号に該当する場合を除く。）に関し、支援金の返還を命ぜられたときは、支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない違約金の額は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に^{じゆん}応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならぬ。

4 第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年^{じゆんねん}の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

5 前条第二項の規定は、違約金及び延滞金の納付について準用する。

(適用除外)

第十条 支援金に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八十五号）の規定は、適用しない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。